グループガバナンスの強化

コーポレート・ガバナンス

・基本的な考え方

当社グループ(当社及び子会社、関連会社)はコーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営の重要課題の一つと位置づけております。当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めてまいります。

(1)株主の皆さまの権利を尊重し、平等性を確保する。
(2)株主の皆さまのみならず、お客さま、地域社会、従業員などのステークホルダーの利益を考慮する。
(3)適切に情報を開示し、透明性を確保する。
(4)監査等委員会の監査等の機能を有効活用するとともに、独立社外取締役の活用により取締役会の監督機能の実効性を高める。
(5)中長期的な企業価値向上に向け、株主の皆さまとの建設的な対話に努める。

コーポレート・ガバナンスに関する詳細は当社ホームページをご参照ください。
https://www.hokuhoku-fg.co.jp/info/governance/

・コーポレート・ガバナンス体制

当社は、監査等委員会設置会社の形態をとるとともに、社外取締役を選任しております。また、グループのガバナンス体制を強化し持株会社としての経営管理を適切に行うために、当社の主要な子会社である北陸銀行と北海道銀行の間では両行の出身者を相互に取締役に選任し、相互理解と相互牽制を図っております。

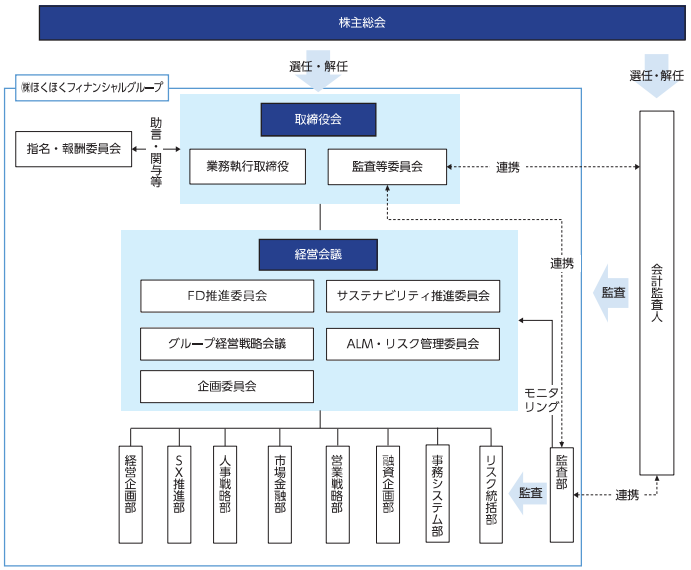

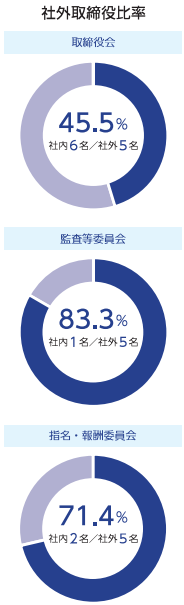

① 取締役会 2024年度開催回数11回
グループ全体の経営にかかる重要方針を決定し、持株会社ならびに子会社の経営管理・リスク管理・監査について管理監督します。
5名の社外取締役を選任し、経営から独立した視点を取り入れ、監督機能を強化しております。

② 監査等委員会 2024年度開催回数11回
監査の方針・計画・方法や、選定監査等委員の職務の遂行に関する事項を決定し、取締役の職務の執行の監査や、監査等委員以外の取締役の選任・報酬等についての意見の決定等を行います。

③ 指名・報酬委員会 2024年度開催回数7回
取締役会の諮問機関として、委員の過半数を社外取締役で構成し、委員長は社外取締役から選任して、取締役・経営陣幹部の人事・報酬に関する事項について適切な助言・関与等を行います。

④ 経営会議 2024年度開催回数48回
当社の常勤取締役で構成し、取締役会で決定した基本方針に基づき、全般的な業務執行方針および各部門の特に重要な業務執行に関する事項を決定します。

⑤ フィデューシャリーデューティー推進委員会(FD推進委員会) 2024年度開催回数4回
当社の常勤取締役および担当部の役員・部長、子会社(銀行および証券会社)の担当部の部長等で構成され、グループ全体における顧客本位の業務運営の実践状況を確認・評価し、必要な対応・改善策を検討します。

⑥ サステナビリティ推進委員会 2024年度開催回数2回
当社の常勤取締役および担当部の役員・部長等で構成され、グループ全体のサステナビリティ経営の方向性を検討します。

⑦ グループ経営戦略会議 2024年度開催回数12回
当社常勤取締役と子会社社長を構成員として、グループ全体で重要事項・経営方針の浸透を図るほか、各社の営業状況を確認することで適切な業務執行に反映させる機能を担っております。

⑧ ALM・リスク管理委員会 2024年度開催回数12回
当社および子銀行の担当部の役員・部長等を構成員として、グループ各社のALM・リスク管理に関して、グループ全体の目線で統合的に認識・把握・管理し、グループ経営の健全性確保と収益性向上を図るために、各種方針を検討します。

⑨ 企画委員会 新設　2025年1月から、開催回数3回
当社の担当部の役員・部長等を構成員として、営業に関する業務、商品の企画・開発をグループ全体の目線で検討します。

グループガバナンスの強化

取締役会実効性評価

当社取締役会は、取締役会全体の実効性をはじめとするコーポレート・ガバナンス態勢全体について、コーポレート・ガバナンス・ガイドラインの趣旨に照らして分析・評価を毎年行い、結果の概要を開示しております。その結果、特定された課題について継続的に改善策に取り組むことで、取締役会の実効性の向上に努めております。

PDCAサイクル

取り組み方針の策定 → 取締役会の運営 → 実効性評価 → 課題抽出 → 取り組み方針の策定

・具体的なプロセス

すべての取締役に対して匿名方式の自己評価アンケートを実施するとともに、意見の深掘りを行うため社外取締役に対しインタビューを実施いたしました。その結果に基づく監査等委員会からの助言を得たうえで、5月の取締役会にて実効性に関する評価を行いました。

STEP 1	STEP 2	STEP 3
取締役会にて、本年度の評価の実施方法、アンケートの質問項目について審議	全取締役(監査等委員含む)あてに匿名方式のアンケートを実施するとともに、社外取締役にインタビューを実施	その結果に基づき、監査等委員会の助言を得たうえで、取締役会にて審議

【自己評価アンケート項目(大項目)】

①取締役会の構成と運営　②経営戦略と事業戦略　③企業倫理とリスク管理　④経営陣の評価と報酬　⑤株主等との対話

・2023年度評価結果に対する2024年度の取り組み状況

2023年度の課題	課題への取組状況
重要テーマの議題選定、審議機会の確保・時間の捻出	・次期中期経営計画に関連する経営情報の共有や意見交換の場の定期的な設置。 ・審議時間のメリハリ(重要度に応じた説明時間の設定)の強化。
執行側からの情報連携	・執行側での議論内容等の情報提供を充実すべきとの意見を踏まえ、経営会議のエグゼクティブサマリ(議論ポイントの要約)の提供を開始。 ・取締役会資料事前質問への回答時に、議案の追加説明も実施。
グループガバナンスの監督	・パーパスについて社外取締役と職員との面談を実施。 ・社外取締役と関連会社社長との意見交換会を実施。

・2024年度評価結果に対する2025年度の取り組み方針

アンケート結果やインタビューの分析結果を踏まえ、取締役会並びに取締役会の下に設置された社外役員を主要メンバーとする指名・報酬委員会の構成・運営は適切であり、取締役会の実効性は確保できていると評価しております。

2024年度の課題	課題への取組方針
重要テーマの議題選定、審議機会の確保・時間の捻出	・年間スケジュールの策定と遵守を継続する。 ・資料の量については、社外役員に限られた時間で理解いただくという視点から必要十分な資料構成を改めて精査する。 ・議案別時間配分のメリハリづけを継続する。
執行側からの情報連携	・本紙と別紙を整理し、別紙については、議案の説明に必要な「別紙資料」と検討背景など議案の理解を深めるための補足「参考資料」とに分ける。
グループガバナンスの監督	・グループ会社の社外役員同士の交流会を実施。 ・年間予定と連動した重要テーマや役職員とのフリーディスカッションの場を設定する。

取締役の選任の考え方、手続き

・監査等委員であるものを除く取締役候補

銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有す、あるいは当社グループ外の職務経験等から見て職務遂行に必要な高い能力や知見・識見を有する者で、かつ十分な社会的信用を兼ね備え、経営理念に基づき、当社グループの企業価値を高めることが期待できる者を選定することとしております。
公正かつ透明性を図るため、指名・報酬委員会からの助言を得るとともに、監査等委員会から適任であるとの意見表明を受け、取締役会で決定しております。

・監査等委員である取締役候補

取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有す、あるいは当社グループ外の職務経験等から見て職務遂行に必要な高い能力や知見・識見を有する者で、かつ十分な社会的信用を兼ね備え、経営理念に基づき、当社グループの企業価値を高めることが期待できる者を選定することとしております。
選定基準等に基づき監査等委員会の同意を得て、取締役会で決定しております。

社外役員の選任理由

社外取締役候補者の選定にあたっては、職務の執行に必要な知見、経験や能力等を有し、かつ、会社法に定める社外取締役の要件を満たしていることに加え、経営の監督機能を発揮するため、当社からの独立性の確保を重視しております。
各社外取締役におきまして、東京証券取引所・札幌証券取引所が定める独立性基準、当社が定める独立性判断基準を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

氏　名	選任理由	2024年度出席状況
舟本　馨	警察庁や株式会社整理回収機構における要職の歴任を通じて培った豊富な経験と幅広い知見により、当社の経営全般に対する監督機能の強化が期待できることから社外取締役に選任しております。	取締役会　11回/11回 監査等委員会　11回/11回
小川 万里絵	日本銀行における要職の歴任を通じて培った豊富な経験と幅広い知見により、当社の経営全般に対する監督機能の強化が期待できることから社外取締役に選任しております。	取締役会　11回/11回 監査等委員会　11回/11回
横井　裕	外務省における要職の歴任を通じて培った豊富な経験と幅広い知見により、当社の経営全般に対する監督機能の強化が期待できることから社外取締役に選任しております。	取締役会　10回/11回 監査等委員会　8回/ 9回
牧野　真也	明治安田生命保険相互会社における豊富な金融機関経営の経験と幅広い知見により、当社の経営全般に対する監督機能の強化が期待できることから社外取締役に選任しております。	取締役会　9回/ 9回 監査等委員会　9回/ 9回
奥村　浩子	外国系金融機関における要職の歴任を通じて培った豊富な経験と幅広い知識、また弁護士としての法務全般に関する専門的な知見により、当社の経営全般に対する監督機能の強化が期待できることから社外取締役に選任しております。	(2025年6月新任)

サクセッションプラン

当社およびグループ企業の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識・経験を有し、十分な社会的信用を兼ね備え、当社グループの企業価値を高めることが期待できる者を、グループ中核企業の代表取締役を含む経営陣として継続的に配置できるように、後継者指名に至る一連の取り組みについて、重要な段階ごとに考え方とプロセスをサクセッションプランとして明確化しております。
また、独立社外取締役が議長を務め、過半数を社外取締役で構成する「指名・報酬委員会」は、サクセッションプランの定めに基づき、後継者・候補者の選出・育成・評価という重要なプロセスにおいて、必要な審議や、候補者との面談を重ねております。
これらの取り組みにより、当社グループを率いる後継者・候補者の指名が、客観性・透明性を保ちながら高い実効性のもとで実行されるように運用を行っております。

役員一覧



中澤 宏（なかざわ ひろし）
代表取締役社長

1986年4月北陸銀行入行。経営企画、営業部門に携わる等、経営全般に豊富な業務経験を有しています。
2022年6月より現職。



兼間 祐二（かねま ゆうじ）
代表取締役副社長
SX推進部担当
人事戦略部副担当

1987年4月北海道銀行入行。経営企画、人事、市場、GX部門に携わる等、豊富な業務経験を有しています。
2021年6月より現職。



小林 正彦（こばやし まさひこ）
取締役
営業戦略部担当
SX推進部副担当

1987年4月北陸銀行入行。経営企画、人事、営業、GX、DX部門に携わる等、豊富な業務経験を有しています。
2019年6月より現職。



会田 朋生（あいだ ともお）
取締役
経営企画部副担当
SX推進部副担当

1990年4月北海道銀行入行。営業、国際、DX部門に携わる等、豊富な業務経験を有しています。
2025年6月より現職。



大塚 直久（おおつか なおひさ）
取締役
リスク統括部担当

1990年4月北陸銀行入行。人事、リスク管理部門に携わる等、豊富な業務経験を有しています。
2024年6月より現職。



松原 幸洋（まつわら ゆきひろ）
取締役
監査等委員

1992年4月北陸銀行入行。人事部門に携わる等、豊富な業務経験を有しています。
2025年6月より現職。



舟本 馨（ふなもと かおる）
社外取締役
監査等委員

1979年4月警察庁入庁。警察庁の要職を歴任し、2013年8月整理回収機構専務取締役として経営に携わる。
2021年6月より現職。



小川 万里絵（おがわ まりえ）
社外取締役
監査等委員

1986年4月日本銀行入行。日本銀行の要職を歴任し、2025年5月桜美林学園常務理事総合企画部長兼ダイバーシティ推進室長(現任)。
2022年6月より現職。



横井 裕（よこい ゆたか）
社外取締役
監査等委員

1979年4月外務省入省。外務省の要職を歴任し、2021年3月東洋インキ(現artience)取締役、2022年3月兼監査等委員(現任)。
2022年6月より現職。



牧野 真也（まきの しんや）
社外取締役
監査等委員

1983年4月安田生命保険入社。取締役代表執行役副社長として経営に携わり、2024年7月明治安田損害保険代表取締役会長(現任)。
2024年6月より現職。



奥村 浩子（おくむら ひろこ）
社外取締役
監査等委員

1985年4月チェース・マンハッタン銀行入社、外国系金融機関の要職を歴任し、2016年1月馬場・澤田法律事務所弁護士(現任)。
2025年6月より現職。

スキルマトリックス

企業経営	●	●	●				●		●			
人事		●	●		●	●		●		●		
コンサルティング	●	●	●	●	●	●						
リスク管理・コンプライアンス					●		●	●	●		●	
市場	●	●			●						●	
グローバル	●			●				●			●	
IT・DX	●	●	●	●					●			
GX	●	●	●									
金融	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
財務・会計	●	●	●			●			●			

スキルの特定

当社では、地域・お客さまの課題解決と企業価値向上を共に実現するために、第6次中期経営計画に定める戦略のエンジンや経営戦略に照らし、取締役会が果たすべき役割と必要なスキル(知識、経験、能力)を以下のとおり考えております。

ビジョン	戦略のエンジン	取締役会が果たすべき役割	必要なスキル
広域地域金融グループとしてのネットワークと、総合的な金融サービス機能を活用して、地域とお客さまの繁栄に貢献します。	金融・非金融の融合による課題解決力の深化	将来の経営環境に関する深い洞察のもと、経営戦略およびこれと整合する投資・人財・資本戦略の策定・遂行を監督すること	企業経営、金融、財務・会計
		DXへの深い洞察を持ち、企業変革・成長を牽引すること	IT・DX
	持続的な成長を支える経営基盤の強化	コンプライアンスとリスク管理を牽引すること	リスク管理・コンプライアンス
		地域社会、国際社会と共存する企業集団を実現すること	地域営業・コンサルティング、グローバル、市場
	多様な人材が活躍し活力あふれる企業文化の定着	組織・人財を適切にマネジメントし、役職員のウェルビーイングや、サステナビリティを牽引すること	人事、GX

スキルの詳細

企業経営	企業等の経営や組織運営に関する知識・経験・能力
人事	人事労務、人材戦略や役職員のウェルビーイングに関する知識・経験・能力
地域営業・コンサルティング	地域経済を活性化させるためのソリューション提供、企業支援に関する知識・経験・能力
リスク管理・コンプライアンス	リスク管理、法務やコンプライアンスに関する知識・経験・能力
市場	市場運用に関する知識・経験・能力
グローバル	グローバルな視点や海外事業に関する知識・経験・能力
IT・DX	システムの企画・運用・管理やデジタル分野に関する知識・経験・能力
GX	サステナビリティや環境分野への取り組みに関する知識・経験・能力
金融	金融業界に関する知識・経験・能力
財務・会計	財務戦略、会計に関する知識・経験・能力

グループガバナンスの強化

役員報酬

取締役の報酬と会社の業績との連動性をより明確にする観点から、役員報酬制度の大幅な見直しを行い、2025年6月より業績連動型賞与制度および業績連動型株式報酬制度を新たに導入しています。
業績連動性の高い報酬制度とする目的に加えて、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることで、対象取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的としています。

当社は取締役会で「報酬等の決定方針」を決定し、役員の報酬等の内容についての決定に関する方針や手続等について次のように定めております。

ⅰ当社は、役員の報酬が、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブとして機能するように、その水準・構成を設定する。

ⅱ監査等委員である取締役を除く取締役の報酬等は、以下の「基本報酬」、「業績連動賞与」及び「株式報酬」で構成し、個人別の報酬等については、株主総会において決議された年間報酬限度額・数の範囲内において、別途定める役員報酬規定、業績連動賞与規定及び株式報酬規定に基づき算定された額・数、及びそれらの構成比の適切性、妥当性に関し、関連する業種に属する企業の報酬等も参考とした検討を行い、その決定を代表取締役社長に委任する。代表取締役社長は、指名・報酬委員会からの助言を受けて、客観性と透明性を確保のうえ個人別の報酬等を決定する。
なお、監査等委員である取締役を除く取締役のうち、社外取締役については、中立・独立した立場から業務執行の監督を行う役割を踏まえ、基本報酬のみで構成する。

(a) 基本報酬
基本報酬は、役位別に評価に応じて定める固定額の報酬とし、毎月支給する。

(b) 業績連動賞与
業績連動賞与は、役位別に定める額を基準とし、当社グループの経営計画の達成に向けたインセンティブを高めるための業績指標を設定し、業績目標の達成度に応じて支給額を決定し、毎年一定の時期に支給する。

(c) 株式報酬
株式報酬は、役位別に定める額を基準とし、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブを高めるための業績指標を設定し、業績目標の達成度に応じて算定される数の当社普通株式を毎年一定の時期に割り当てる。割り当てる当社普通株式には、当社の取締役等の地位を退任するまでの間、譲渡制限を付すものとし、退任時に譲渡制限を解除する。

ⅲ監査等委員である取締役の報酬等は、中立・独立した立場から業務執行の監督・監査を行う役割を踏まえ、基本報酬のみで構成し、個人別の報酬等については、株主総会において決議された年間報酬限度額の範囲内において、別途定める役員報酬規定に基づき、指名・報酬委員会からの助言を受け、客観性と透明性を確保のうえ、監査等委員の協議により決定する。

ⅳ代表取締役社長に委任する権限の内容は、個人別の報酬額の決定であり、代表取締役社長は個人別の報酬額・株式数を指名・報酬委員会における議論を踏まえて決定する。

【役員報酬の全体像】

報酬種類	業績連動有無	算定方法等			支給方法	支給時期
基本報酬	固定	役位別の評価に応じた固定額			現金	毎月
業績連動賞与	短期業績連動	役位別の基準額 ×	評価指標：財務指標	連結当期純利益 2行合算コア業務純益	現金	1年に1度支給
			業績連動幅	0～150%		
株式報酬	中長期業績連動	役位別の基準額 ×	評価指標：財務指標	連結ROE	譲渡制限付株式	1年に1度割当
			株式指標	TSR（株主総利回り）		
			非財務指標	GX関連投融資額 女性管理職比率		
			業績連動幅	0～150%		

政策保有株式への対応

当社および中核子会社（北陸銀行、北海道銀行）では、上場株式の政策保有に関する方針、ならびに議決権行使基準を、以下のとおり定めております。なお、保有意義の妥当性が認められない銘柄については、取引先企業との十分な対話を経たうえで売却を進めます。また、妥当性が認められる場合にも、市場環境や経営・財務戦略等を考慮し売却することがあります。

保有に関する方針

(1) 政策保有株式は、対象先との長期的・安定的な関係の維持・強化、事業戦略上のメリットの享受などが図られ、対象先および当社グループの企業価値の向上に資すると判断される場合に保有するものである。
(2) 政策保有株式については、個別銘柄毎に、資本コストを勘案した指標に基づき保有に伴うリスク・リターンを計測する。その上で、将来の見通しを踏まえた経済合理性、営業上の取引関係や業務提携等の事業戦略および地域経済との関連性に照らした保有意義について、総合的な検証を毎年取締役会等において実施し、保有の可否を判断する。
(3) 政策保有株式全体としては縮減方針であり、2027年度末までに時価ベースで連結純資産対比20％未満まで縮減する。

議決権行使に関する方針

政策保有株式の議決権行使に際しては、議案ごとに以下の点を確認の上、必要に応じて取引先企業との対話等を経て総合的に賛否を判断する。
(1) 取引先企業の中長期的な企業価値を高め、持続的成長に資するか。
(2) 当社グループの中長期的な経済的利益の増大に資するか。

内部監査態勢

基本的考え方

当社グループは、業務の規模・特性、業務に適用される法令等の内容およびリスクの種類に応じた実効性のある内部監査態勢を整備することが、当社グループの適切な法令等遵守、顧客保護等およびリスク管理に必要不可欠であるとの認識に基づき、当社および北陸銀行・北海道銀行に内部監査部門を設置しております。
各社内部監査部門は、他の部門からの独立性を確保し、牽制機能が働く態勢を整備しております。

■ 当社グループにおける取り組み

当社には、グループ内会社の内部管理態勢の適切性・有効性を検証し、グループ内会社の内部監査機能を統括する監査部を設置しています。監査部は、取締役会で定める基本方針および監査規程に基づき当社および子会社・関連会社の内部監査を実施するとともに、北陸銀行・北海道銀行からの内部監査の結果や問題点の改善状況等の報告を受け、また、必要に応じて銀行に対する実地での検証、指示ならびに報告を求めることで、グループ内会社における内部監査の実施状況を一元的に把握・管理しております。
グループ内会社の内部監査の結果については、定期的にかつ必要に応じて速やかに、取締役会へ報告しております。特に、グループの経営に重大な影響を与える事案については、取締役会へ速やかに報告する態勢を整備しております。
北陸銀行・北海道銀行においても、各行の監査部が内部監査方針・内部監査規程に基づき、本部・営業店・子会社等の業務監査および資産監査を実施しております。監査の実施にあたっては、監査対象部門の法令等遵守、顧客保護等およびリスク管理の状況を把握したうえ、頻度および深度等に配慮した効率的かつ実効性のある内部監査計画を策定しております。
また、必要に応じ、両行監査部および当社監査部が合同で監査を行い、監査におけるグループ全体の機能強化ならびに効率化を図っております。

グループガバナンスの強化

リスク管理

■ 統合的リスク管理体制

当社グループでは、お客さまの預金保護や株主・債権者の信頼を確保するため、リスクの総量を経営体力の範囲内に制御しながら、収益目標とバランスの取れたリスクテイク・経営資源配賦を図るため、各種リスク管理の基本方針を定め、統合的リスク管理体制の整備に努めております。
また、各種リスク管理の統括および管理を行うリスク統括部門を設置するとともに、独立した監査部門が内部監査を実施し、リスク管理体制の適切性・有効性を検証する体制としております。

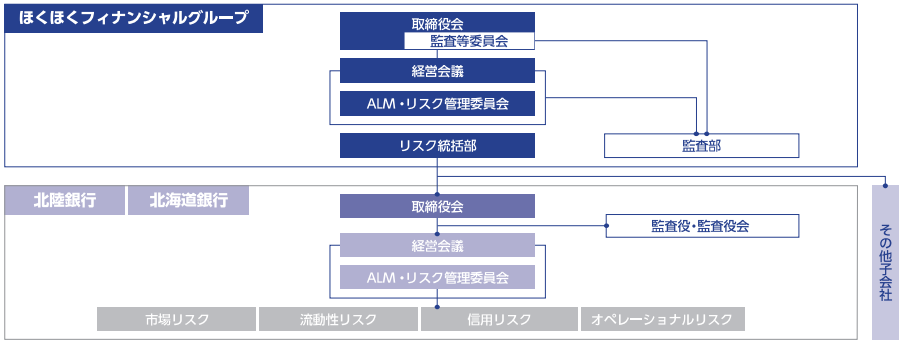

■ リスク資本配賦

当社グループは、業務に対して発生するさまざまなリスクを可能な限り統一的に計量化し、総リスク量が経営体力の範囲内に収まるよう管理しております。
子銀行では、信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスクについて、リスクの計量化等により想定される最大損失額を見積ったうえで、資本を有効に活用するため、コア資本を配賦原資としたリスク資本配賦を行い、経営として許容できる範囲内にリスクを制御・管理しております。
当社では、子銀行の配賦案とともに、配賦しない余裕額が、子銀行以外の子会社で想定されるリスクや想定外のリスク等に対する備えとなっているかを検証し、リスク量実績のモニタリングと合わせ、グループ全体で自己資本と比較して過大なリスクをとらないよう管理しております。
また通常では考えられない景気悪化や相場変動等、一定のシナリオのもとで損失がどの程度想定されるか、ストレステストを実施することで、リスクに対する自己資本の充実度を定期的に検証しております。

■ 信用リスク管理

基本的考え方

信用リスクとは、お取引先の経営状態の悪化などにより貸出金等の元本・利息が回収できなくなるリスクを指します。これは、金融の仲介を使命とする銀行にとって、避けて通ることのできないリスクですが、当社グループでは資産の健全性の維持・向上を図るため、信用リスク管理体制の整備・強化に努めております。

信用リスク管理体制

資産の健全性を維持向上させるため、当社グループでは行内格付制度、自己査定制度により、信用リスクの適時かつ適切な把握に努め、適正な償却・引当を実施しております。
個別の与信判断にあたっては、規範・方針等を明示した「貸出金取扱規定（クレジットポリシー）」に従い、厳正な審査を行っております。

行内格付制度

貸出金等の信用リスクを客観的に把握するため、子銀行では行内格付制度を導入し、お取引先の信用力を財務データや定性情報等に基づき15段階に細分化し、継続的に格付の推移を把握しております。
また、「グループ与信限度ライン管理規定」に基づき、大口与信先への与信集中状況のモニタリングを行い、過度な与信集中リスクが発生しないよう管理しております。

自己査定基準

自己査定は、自己査定基準に基づき子銀行において資産査定部門が厳格に実施するとともに、その妥当性に関してはリスク管理部門および独立的な立場から内部管理部門において検証を行っております。

企業再生

融資実行後は、お取引先の業況把握、事業計画のフォローを通じて不良債権の発生防止に努めるとともに、不良債権を専門的に管理する体制の構築と、企業再生支援機能の強化を通じた資産の健全化に努めております。

■ 市場リスク管理

基本的考え方

市場リスクとは、金利、株価および為替等のさまざまな市場のリスク要因の変動により、保有する資産・負債の価値や生み出される収益が変動し、損失を被るリスクを指します。
当社グループでは、市場リスクを伴う取引を主に扱う子銀行において、「市場リスク管理規定」等を定め、資産および負債の総合的管理（ALM）を行い、市場リスクを適切にコントロールして、安定的な収益を確保できる運営に努めております。

■ 流動性リスク管理

流動性リスクには、信用の低下等により、資金繰りがつかなくなったり、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされて損失を被る資金繰りリスクと、市場の混乱等により取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされて損失を被る市場流動性リスクがあります。
流動性リスクの大宗を占める子銀行では、「流動性リスク管理規定」を制定し、国債など資金化の容易な支払準備資産を十分確保するとともに、管理指標を各種設定し日々モニタリングしております。また万一危機が発生した場合は、危機の段階に応じた対応が取れるよう、流動性リスクの状況をALM・リスク管理委員会等で定期的に報告・協議しております。
当社では子銀行の運用・調達状況を的確に把握し、円滑な資金繰りに万全を期しております。

■ オペレーショナルリスク管理

基本的考え方

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象によって損失を被るリスクを指します。
当社グループでは、「オペレーショナルリスク管理規定」を定め、オペレーショナルリスクを、①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④人的リスク、⑤有形資産リスク、⑥風評リスク、⑦その他のリスクの7区分に細分化し、これら 各種のリスクの状況を、子銀行では毎月開催する「オペリスク管理専門委員会」でモニタリングするとともに、リスクアセスメント等による潜在リスクの把握、未然防止策の評価を通じた、PDCA体制の確立に努めております。

主なカテゴリーごとのリスク管理体制

事務リスク管理

当社グループでは、事務ミス等の発生原因の分析を通じ、再発防止策を検討するとともに、事務の堅確化と相互牽制の観点から、事務処理の本部集中化・効率化を進め、事務リスク削減へ向けた取り組みに努めております。

システムリスク管理

当社グループでは、「システムリスク管理規定」「情報資産の安全性確保に関する基本指針（セキュリティ・ポリシー）」を制定し、厳正な管理・運営体制を敷くとともに、バックアップ体制等各種安全措置の実施や、近年増加傾向にあるサイバー攻撃への迅速な対応を目的としたセキュリティ管理体制の強化に取り組んでおります。

■ 危機管理

当社グループでは、大規模災害等の緊急事態が発生した場合でも、その影響を最小限に抑えるため、「危機管理マニュアル」（コンティンジェンシープラン等）を策定し、情報収集や指揮・命令の一元化等、体制を整備しております。
特に子銀行では、地震や感染症等が発生しても、金融機関に求められる決済機能等の業務が継続できるように、「業務継続計画（BCP）」等を定め、万全の対応ができる体制を整備しております。

■ サイバーセキュリティへの取り組み

サイバーセキュリティ管理態勢

当社グループでは、お客さまに安心して金融サービスをご利用いただくため、サイバー攻撃を経営上の最も重視し対応するリスクの一つと位置づけ、継続的にセキュリティ対策を講ずるとともに、高度化・巧妙化するサイバー攻撃に対しSOC※1による24時間365日の監視体制を構築し、日々の防衛に努めています。
経営陣のリーダーシップによりサイバー攻撃に対応するため、グループのCISO※2の下に、グループ横断的組織として「ほくほくCSIRT」（以下、CSIRT※3）を設置し、サイバーセキュリティに関する脅威情報の収集・発信、攻撃検知時の調査・対処、各種セキュリティ対策などを実施しています。
また、共同利用システム「MEJAR」参加6行による「MEJAR-CSIRT」、MEJAR参加行および地銀共同センター参加13行等による「CMS-CSIRT」により参加行間で連携し、サイバーセキュリティ態勢の強化に努めています。
なお、CSIRTでは所管の警察本部等との連携や、外部団体である金融ISAC※4およびFISC※5に加盟し、サイバー攻撃に迅速に対応できる体制を整備するなど、「自助」「共助」「公助」の精神に基づき外部機関との連携を通じてサイバーセキュリティ管理態勢の実効性向上にも取り組んでいます。

※1 SOC：Security Operations Centerの略。サイバー攻撃を監視/検出/対応する専門的な部署・拠点。ネットワークやシステムのセキュリティを強化し、インシデントに対処する。
※2 CISO：Chief Informational Security Officerの略。サイバーセキュリティ戦略を設計し、組織全体のリスクを評価する最高情報セキュリティ責任者を指す。
※3 CSIRT：Computer Security Insident Response Teamの略。一般的に平時・緊急時のセキュリティを行う組織を指す。
※4 金融ISAC：国内の金融機関によるサイバーセキュリティに関する情報の共有・分析を行い、金融機関の安全性向上を推進することにより、利用者の安心・安全を継続的に確保することを目的とした組織。
※5 FISC：財金融情報システムセンター。The Center for Financial Industry Information Systemsの略。「コンピュータシステムの安全対策基準」をはじめとする各種ガイドラインの発布・セミナー等を実施。

教育・訓練

当社グループでは、サイバー攻撃への備えとして、グループ役職員のリテラシーの向上を目的として、役職員を対象とする標的型攻撃訓練やeラーニングの実施、最新のセキュリティ動向の共有などを通じ、教育・啓発活動に継続的に取り組んでいます。
また、金融ISACや内閣サイバーセキュリティセンターなどが主催する各種訓練演習にも定期的に参加し、サイバーセキュリティ管理態勢の高度化に努めています。

グループガバナンスの強化

コンプライアンス

基本方針

ほくほくフィナンシャルグループは、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、コンプライアンスの不徹底が経営基盤を揺るがすことを強く認識し、取締役会で基本方針を定め、誠実かつ公正な企業活動を遂行するように努めております。

■ コンプライアンスの基本方針

1. 基本的使命・社会的責任の認識
地域金融機関としての公共的使命と社会的責任を認識し、健全な業務運営により内外の信頼確立に努めます。

2. 質の高い金融サービスの提供
質の高い総合金融サービスの提供により、地域経済・社会の安定的発展やお客さまの生活の充実・向上に貢献します。

3. 法令やルールの厳格な遵守
法令やルールを厳格に遵守し、企業倫理・社会通念に逸脱することのないよう公正かつ堅実に行動します。

4. 反社会的勢力の排除
社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力を許さず、毅然とした対応で臨むことで健全な地域社会づくりに寄与します。

5. 経営の透明性確保
的確で円滑な情報開示と意思決定に努め、透明性の高い経営・組織風土を目指します。

■ 体制

当社グループでは、コンプライアンス体制を確立するため、「コンプライアンス規程」を定め組織体制を整備するとともに、当社とグループ各社が連携して対応しております。
当社においては、リスク統括部をグループ内のコンプライアンス統括部署とし、リスク統括部担当役員をコンプライアンス統括責任者としております。
子銀行の各部店およびグループ各社には、コンプライアンス・オフィサー等を配置し、コンプライアンスに関する職場内の教育・啓蒙等の諸施策を積極的に実施しております。また子銀行では、コンプライアンス統括部署およびコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス態勢の状況把握・改善を図っております。

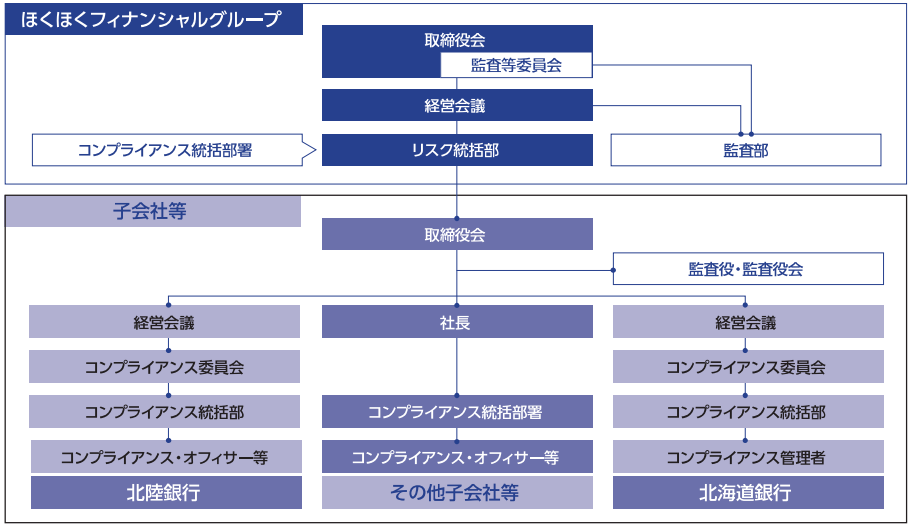

■ コンプライアンス・マニュアルおよびコンプライアンス・プログラム

コンプライアンスを徹底するため、役職員が遵守すべき基本的な事項をまとめた「コンプライアンス・マニュアル（行動規範）」を制定のうえ、全役職員に配付し、研修や店内勉強会等で内容の周知徹底を図っております。
また取締役会では、体制整備のための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を毎年決定し、定期的にプログラム実施状況の報告を受け、コンプライアンスの確実な実践に努めております。

■ 顧客保護および顧客の利便性向上への取り組み

当社グループは、お客さまの資産、情報およびその他の利益を保護するため、「顧客保護等管理基本規程」の中で「顧客保護等管理方針」を定めております。
さらに、お客さまに対して金融商品取引法等を遵守した適切な説明等を実施し、お客さま相談室等を窓口としてお客さまからの相談や苦情等に適切に対応するために、5つの観点からそれぞれ規定等を制定し、適切に対応する体制を整備しております。
またグループ各社のコンプライアンス統括部署が、顧客保護等管理の統括部署となり、それぞれの管理主担部署と連携して、管理体制が十分機能するよう継続的に見直しを図り、問題の解決やデータの分析を通して、各種改善策を策定・実施できる体制としております。

■ 個人情報保護への取り組み

金融業務にとって情報資産の安全性確保は、お客さまの信頼を得るためには欠かせない重要な事項であり、お客さまからお預かりした情報につきましては、厳格な保護・利用を行い、情報の漏洩等を防いでおります。
特に個人情報については、個人情報保護法等を遵守するため、「個人情報保護宣言」等を定め、当社ホームページに掲載・公表しており、地域社会へ貢献できる金融機関として、お客さまから最大限の信頼を得ることができるよう努力してまいります。

顧客保護等管理基本規程	顧客保護等管理方針
顧客説明	お客さまとの取引に際しましては、法令等に従って金融商品の説明および情報提供を適切かつ十分に行います。
顧客サポート等	お客さまからの相談または苦情等につきましては、適切かつ十分に取り扱います。
顧客情報保護	お客さまに関する情報につきましては、法令等に従って適切に取得し、安全に管理いたします。
外部委託	お客さまとの取引に関連して、私たちの業務を外部委託することにつきましては、お客さまの情報その他お客さまの利益を守るため、適切に外部委託先を管理いたします。
利益相反	お客さまとの取引に関連して、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理いたします。

■ 反社会的勢力への対応

当社グループでは、市民社会からの信頼性、金融機関の業務の適切性および健全性を維持するため、「反社会的勢力への対応に係る基本方針」を定めております。
またグループ各社には、反社会勢力への対応管理者等を配置しており、警察等と連携を図りながら毅然とした対応をとり、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断いたします。

■ 内部通報制度

当社グループで不正行為等の早期発見・是正を図るため、内部通報を受け付ける窓口を設置し、牽制も含めてコンプライアンス態勢強化が図れる体制を整備しております。

■ マネー・ローンダリング等防止・金融犯罪への対応

当社グループでは、マネー・ローンダリング等の犯罪防止対策を重要な経営課題と位置づけており、マネー・ローンダリング等防止ポリシーに基づき、社内の役割分担を明確にし、取引時確認、疑わしい取引の届出、コルレス先の管理等について、適切な措置を適時に実施できる管理態勢を構築しております。また、役職員には研修等による啓蒙を図るとともに、マネー・ローンダリング等防止策の遵守状況については監査を実施する等の態勢改善に努めております。
特殊詐欺等の金融犯罪が増加しており、子銀行では、被害の未然防止、セキュリティ強化等を実施するとともに、振り込め詐欺被害者救済法に基づく払い戻しを進める等、被害者の方へも適切に対応しております。

■ 金融ADR制度への取り組み

お客さまからのご意見・苦情等につきまして、迅速かつ適切な対応を行うべく、指定銀行業務紛争解決機関と契約を締結しております。指定銀行業務紛争解決機関は、中立・公正な立場で、解決のための取り組みを行います。

指定銀行業務紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会（銀行） 全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017-109　または　03-5252-3772	指定銀行業務紛争解決機関：特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（証券） 電話番号：0120-64-5005

お客さま本位の業務運営に向けた取り組み

フィデューシャリー・デューティーへの取り組み

■「フィデューシャリー・デューティー」への取組方針

1.資産運用・資産形成へのご支援
- 「地域共栄」「公正堅実」「進取創造」の経営理念のもと、お客さまのニーズ、ライフステージに応じた最適なご提案を実践していくことで、金融サービスの提供を通じて、地域経済・社会の安定的発展やお客さまの資産運用・資産形成に貢献してまいります。

2.最適な金融サービスの提供
- 「北陸銀行」、「北海道銀行」に加え、証券会社である「ほくほくTT証券」の商品・サービスを活用することなどで、お客さまのニーズにお応えできるよう、利益相反にも留意しつつグループ全体で取り組んでまいります。
- お客さまのライフステージ、ライフプランを共有いただくことで、ご意向に沿った最適な金融サービス・商品の提案・提供を行い、契約後のアフターフォローも適切に続けてまいります。
- 金融商品・サービスの提供会社と相互に連携（協力）し、製販一体でお客さまへの最適な金融サービスを提供します。
- インターネットなど、店頭以外のチャネルからお客さまが便利にサービスを利用できるよう、改善・投資を行ってまいります。

3.情報提供の充実
- お客さまの投資経験や金融知識に応じて適切な情報提供を行うために、提供する金融サービスにおける重要な情報をわかりやすく説明できる体制を整備いたします。
- 金融商品・サービスの提供会社と相互に連携し、よりわかりやすい情報提供を行います。

4.手数料のわかりやすい説明
- お客さまの投資判断に資するため、商品ごとの手数料等について、お客さまにご理解いただけるように説明してまいります。

5.ガバナンス体制の徹底
- 商品・サービスについて、お客さまへの最適な金融サービス提供の実現に向け、職員に対する教育・研修を充実させ、人財を育成してまいります。
- お客さまのライフステージ、ライフプランをよくお聞きし、最適なご提案・商品提供が実践されるよう、業績評価の見直しと改善を行ってまいります。
- 商品選定時には、グループ会社の商品に捉われることなく、また利益相反にも留意しつつ商品を選定してまいります。
- 本取組方針が遵守されているか確認するガバナンス体制を構築し、徹底してまいります。

■ 2025年度の実施事項

1.資産運用・資産形成へのご支援

(1) 倫理観をもってお客さまの最善の利益を図るために、「お客さまのニーズ、ライフステージに応じた最適なご提案を実践」し、「コンサルティング機能強化によりお客さまの資産形成、ポートフォリオ構築に貢献」することで、お客さまの資産運用・資産形成を支援してまいります。
(2) 経営陣を中心とする「フィデューシャリー・デューティー推進委員会」が主体となって、グループ全体でお客さまに最善の利益を提供する体制づくりを行ってまいります。
(3) お客さまアンケートや外部のご意見も参考にしながら、「フィデューシャリー・デューティー」への考え方や取り組みが、グループ職員全員に定着しているか確認し、向上に努めてまいります。

2.最適な金融サービスの提供

(1) ほくほくフィナンシャルグループ各社との連携を通して、お客さまの幅広い資産形成の目的にお応えできる情報提供・サービス態勢を整えてまいります。
(2) お客さまのライフプランの実現のため、対話を通じてお客さまをよく知ること（ニーズ、ライフステージ、資産形成に関する知識や経験など）を起点とした提案プロセスの品質向上を図ってまいります。
(3) お客さまの資産背景、投資経験、リスクへの考え方といったお客さまのご意向に基づき、最適なご提案が行えるよう商品ラインナップの見直しを行ってまいります。
(4) 銀行が取り扱う保険商品については保障機能別のラインナップを取り揃えることにより、さまざまな将来の不測の事態へ備えるニーズへの提案が行えるようラインナップの見直しを行ってまいります。
(5) 金融商品・サービス提供会社と相互に情報連携を行い、適切に商品・サービスが提供されているか検証し、商品ラインナップの管理を適切に行う体制を整備します。
(6) 契約後の定期的なアフターフォローを、対面だけでなく非対面サービスも活用しながら、お客さまのご要望に応じて行ってまいります。
(7) お客さまの生活様式に応じた金融サービスを提供できるよう、インターネットバンキング、銀行アプリ、各種非対面チャネル等の機能改善を行い、利便性を高めてまいります。

3.情報提供の充実

(1) お客さまとの対話を通じ、ライフステージ・ライフプランをよく知るように努めることで、お客さまのご意向に沿った提案を行います。パンフレットや各種ツールを活用した情報提供、お客さま向けセミナーの開催等により、お客さまのマネープランに応じた情報提供を行ってまいります。
(2) 提供する金融商品の仕組みおよび想定するお客さまについて「重要情報シート」等を活用した情報提供を行ってまいります。
(3) 金融商品・サービス提供会社のお客さま本位の業務運営に係る取組内容を、お客さまに提供する体制を整備します。
(4) お客さまの理解度に応じた情報提供ができるよう、パンフレットや各種ツールの改善および向上に努めてまいります。

4.手数料のわかりやすい説明

(1) 金融サービス・商品に係る手数料の対価を明確にし、「重要情報シート」等を用いて商品をまたぐ手数料比較をわかりやすく説明する体制を整えます。
(2) 複数の取引方法が選べる場合、お客さまが納得してご選択いただけるよう、手数料の違いやそれぞれのメリット・デメリットを公平に比較したわかりやすい説明を行います。

5.ガバナンス体制の構築

(1) 継続的な行内外の研修を通じて、倫理観をもってお客さまのニーズ、ライフステージに応じた最適なご提案を実践するための価値観やノウハウの浸透を図ります。また、FP（フィナンシャル・プランナー）等の外部資格の取得推奨により職員の知識・スキル向上を動機づけする人財育成に努めます。
(2) 法令遵守の徹底およびお客さまの利益に資する適切な提案がなされるよう、業績評価体系の見直しを行ってまいります。
(3) 商品選択時には、グループ会社の商品に捉われることなく商品を選定し、特にグループ会社の商品を選択する際は、「グループ内取引に関する規定」の手続きに従い利益相反に留意しつつ選定してまいります。
(4) 従業員アンケート、モニタリング、監査機能等を活用して、お客さまに最適なサービス提供が組織的に実践できているかグループ内で定期的に確認し、改善に努めてまいります。

■ 2024年度KPI

- NPS®※アンケート結果
- 積立型投資信託契約者数・年間積立額
- NISA利用者数
- 投資信託の販売上位10銘柄
- 人財育成・FP資格取得者数
- お客さまセミナーの開催状況
- 投資信託・ファンドラップの運用損益区分別のお客さま割合
- 投資信託の預り資産残高上位20銘柄のコスト・リターン
- 投資信託の預り資産残高上位20銘柄のリスク・リターン
- ファンドラップのリスク・リターン、コスト・リターン
- 外貨建保険の運用評価別のお客さま割合
- 外貨建保険の残高上位20銘柄と銘柄別コスト・リターン割合

※「NPS® (Net Promoter Score®)」とは、お客さまが企業のブランドや商品・担当者に strong 関心を持ち、「知人やご家族にどの位勧めたいと思うか」を数字に表したものです。高い評価を獲得するにはお客さまの担当者へ対する信頼や安心感が不可欠となります。ネット・プロモーター、ネット・プロモーター・システム、ネット・プロモーター・スコア、NPS、そしてNPS関連で使用されている顔文字は、ベイン・アンド・カンパニー、フレッド・ライクヘルド、NICE Systems, Inc.の登録商標又はサービスマークです。

■ 2024年度　主なKPI進捗状況　投資信託・ファンドラップの運用損益区分別のお客さま割合（2025年3月末時点）

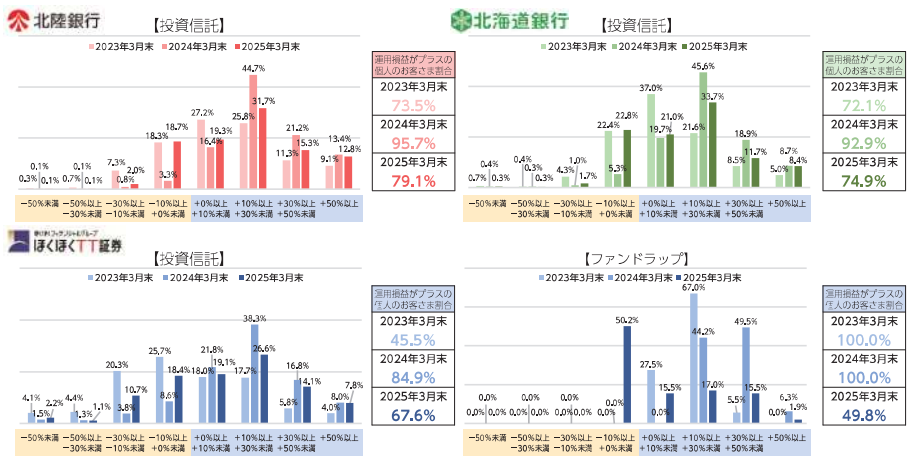

＜算出方法＞
・基準日時点で投資信託およびファンドラップを保有している個人のお客さまを対象とし、投資信託のトータルリターン通知制度に基づくトータルリターンを基準日時点の評価金額で除して算出。
（ETF、上場REIT、公社債投信、私募投信、確定拠出年金で買い付けた投資信託は含まず）・外貨建投資信託の評価は、基準日時点の三菱UFJ銀行が提示する公示レートを適用して算出。